

岩手県告示第 674 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 89 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めた。

なお、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、平成 19 年 9 月 26 日から同年 10 月 24 日まで関係書類を縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名(工区名)	縦覧書類	縦覧場所
湯屋地区(湯屋・山口工区)	当該決定に係る換地計画書の写し	遠野市役所